

# 中央区在宅療養支援協議会設置要綱

平成21年11月10日

21中福介第403号

(設置)

第1条 中央区介護認定審査会で要介護認定を受けた者のうち、医療的ケアを必要とする高齢者が可能な限り在宅で生活できるよう、在宅療養に係る支援体制について協議し、在宅療養の効果的な推進を図るため、中央区在宅療養支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、当該事項に係る協議が整った場合等、時宜に応じてその結果を区長に報告する。

- (1) 在宅療養支援のためのネットワークづくり及び当該ネットワークの効果的な運用に係る施策に関すること。
- (2) 在宅療養に必要な施設、サービス等の整備に関すること。
- (3) 在宅療養に対する地域住民の理解促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、在宅療養支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 中央区の区域内に存する医療関係団体の構成員 7人以内
- (3) 訪問看護師（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する療養上の世話又は診療の補助を行う看護師をいう。） 3人以内
- (4) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。） 3人以内
- (5) 中央区職員 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及びその職務)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置き、会長が委員のうちから指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 協議会は、その所掌事項のうち、専門的事項を調査し、及び検討させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員（以下「部会委員」という。）は、委員のうちから会長が指名する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を指名することができる。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査及び検討の結果を協議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 部会は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(会議の公開)

第10条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が適当でないとき、この限りでない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉保健部介護保険課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。